

○ 市町村サービス一覧【上勝町】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したのから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	上勝町放課後児童クラブ保育料免除申請	パートナーの子どもが放課後児童クラブに入所する際には、同居かつ、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」として申請できる		○		住民課	0885-46-0111	
2	教育・保育給付認定申請	パートナーの子どもが保育所等に入所する際には、同居かつ、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」として申請できる		○		住民課	0885-46-0111	
3	町営住宅入居申し込み	町営住宅のへ入居申し込み（世帯としての申し込み）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯の収入を証明する書類が必要	○		建設課	0885-46-0111	
4	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	別世帯の場合はパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要	△		住民課	0885-46-0111	